**関係市町村並びに他の保健医療・福祉サービスの提供主体との連携の内容**

・次の事項について、基準省令を参考にし、できる限り具体的に記載してください。

１　関係市町村との連携の内容

　⑴　サービス提供前の受給資格の確認等

　⑵　居宅サービス計画の作成等

　⑶　利用者に関する通知

　⑷　事故発生時の対応等

２　他の保健医療・福祉サービスの提供主体と連携の内容

⑴　サービス提供困難時の対応

⑵　指定居宅サービス事業者との連携

⑶　介護保険施設との連携

⑷　事故発生時の対応等

３　その他参考事項

**関係市町村並びに他の保健医療・福祉サービスの提供主体との連携の内容**

記載例

・次の事項について、基準省令を参考にし、できる限り具体的に記載してください。

１　関係市町村との連携の内容

　⑴　サービス提供前の受給資格の確認等

要介護認定（要支援認定）がされているかを確認し、認定手続きがされていないときの申請のための援助等を記載する。

　⑵　居宅サービス計画の作成等

法定代理受領サービスの居宅介護サービス費（居宅支援サービス費）に関する書類の提出等を記載する。

　⑶　利用者に関する通知

利用者が利用に関する指示に従わず要介護を増進させたときや、不正行為などによって保険給付などを受けたことに対する報告などを記載する。

　⑷　事故発生時の対応等

事故が発生したときの報告などを記載する。

２　他の保健医療・福祉サービスの提供主体と連携の内容

⑴　サービス提供困難時の対応

他の指定居宅介護支援の紹介など、提供困難時への対応を記載する。

　⑵　指定居宅サービス事業者との連携

サービス計画作成後も利用者の状況に応じた居宅サービス計画の変更や、事業者の連絡調整等の状況を記載する。

利用者の主治医の指示がある場合のサービス提供方法などを記載する。

　⑶　介護保険施設との連携

居宅サービスでの提供が困難になったときの施設への紹介や、施設から退所する利用者の居宅への移行の援助などを記載する。

　⑷　事故発生時の対応等

事故が発生したとき、また居宅サービス事業者から事故報告を受けた場合の対応を記載する。

３　その他参考事項

関係市町村や、居宅サービス事業者、利用者から苦情を受けた際の連絡方法や、対応を記載する。